



第2節

農村における所得と雇用機会の確保

農山漁村を次の世代に継承していくためには、6次産業化の取組に加え、他分野との組合せにより農山漁村の地域資源をフル活用する「農山漁村発イノベーション」の取組により農村における所得と雇用機会の確保を図ることが重要です。

本節では6次産業化、農泊、農福連携¹等の農山漁村発イノベーションの取組について紹介します。

(1) 農山漁村発イノベーションの推進

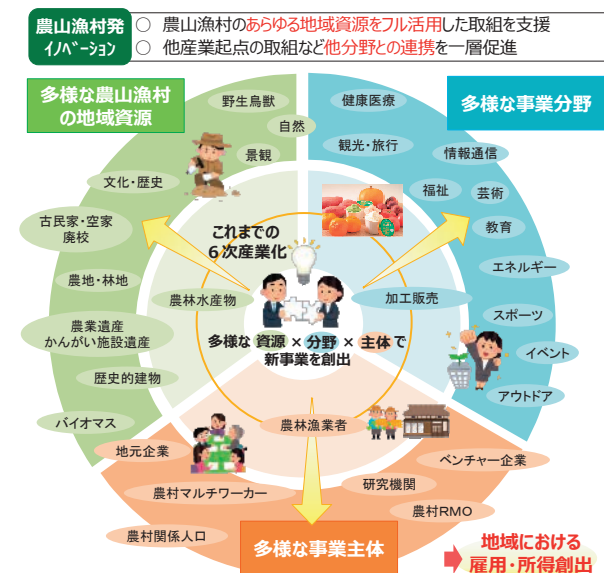
(6次産業化の取組を発展させた農山漁村発イノベーションを推進)

農山漁村において人口減少・高齢化が進む中、農林漁業関係者だけで地域の課題に対応することが困難になってきており、これまで農林漁業に携わっていなかった多様な主体を取り込み、農山漁村の活性化を図っていくことが重要となっています。

農山漁村における所得向上に向けては、農林漁業所得と農林漁業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であることから、従来の6次産業化の取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進しています(図表4-2-1)。

農林水産省では、農林漁業者や地元企業等多様な主体の連携を促しつつ、商品・サービス開発等のソフト支援や施設整備等のハード支援を行うとともに、全国及び都道府県単位に設けた農山漁村発イノベーションサポートセンター等を通じて、専門家派遣等の伴走支援や企業とのマッチング等を支援しています。また、現場の優良事例を収集し、全国への横展開等を図ることとしています(図表4-2-2)。

図表4-2-1 農山漁村発イノベーションの概念図



資料：農林水産省作成



農山漁村発イノベーションの推進

URL : <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/>

¹ トピックス6を参照

図表4-2-2 農山漁村発イノベーションの取組例

農産物、酒蔵 × 食品、観光 × 協議会

SAKU酒蔵アグリツーリズム推進協議会
(長野県佐久市)

かつて蔵人が寝泊まりした古民家を「酒蔵ホテル」として改装し、酒造り体験とセットで提供することにより、インバウンドを誘致。日本酒文化の神秘性、繊細な製造プロセスの魅力を国内外に発信



資料：農林水産省作成

農産物 × 加工販売、観光 × 農業者、地元企業

特定非営利活動法人美しい村・鶴居村観光協会(北海道鶴居村)

「鶴居村農泊宣言。2,600人の小さな村で暮らす旅」をキャッチフレーズに、釧路湿原やタンチョウ等の自然資源と、主産業の酪農による乳製品等を活かした農泊を推進



農産物、文化 × 福祉 × 農業者、農協

パーソルダイバース株式会社(東京都港区)
とみおか繭工房妙義(群馬県富岡市)

国産シルク製品の製造に加え、廃棄される繭等を活用した石けん等の開発・販売により、養蚕における付加価値向上を実現。次世代への養蚕の継承、障害者雇用の拡大等に貢献



(事例) 農山漁村発イノベーションの取組により、多様な事業を展開(岡山県)

岡山県西栗倉村^{にしあわくらそん}の地域総合商社である株式会社エーゼログループは、「未来の里山づくり」をテーマとして、地域の農林水産物、廃校、空き家等の様々な地域資源を活用し、その実現に資する取組を、経済資本事業、社会関係資本事業、自然資本事業として展開しています。

このうち自然資本の領域では、いちご農園や養蜂、ジビエのほか、養鰻^{ようまぐろ}、レストラン、木材加工流通等の事業を行っています。

いちご農園事業では、木材加工品を製造する過程で発生する樹皮やおが粉等の木くずを培土に使用し、甘みを豊富に蓄えた完熟いちごを栽培し、新鮮な朝採れいちごとして販売するとともに、ジャムや菓子等の加工品の商品化を積極的に進めています。同社では、農園でのいちご摘み体験を開催するとともに、併設するカフェにおいて、いちごをふんだんに使ったスイーツを提供するなど、家族で楽しめる場づくりにも取り組んでいます。

また、養蜂事業については、開墾した荒れ地や借り受けた山林を利用し、季節や場所を変えて採蜜を行うことで、味や香りが異なる蜂蜜作りを行っています。同社では、森から生まれ、森を産み出す自然蜂蜜を目指し、ギフト用として蜂蜜を商品化しているほか、蜂蜜グラノーラの開発・販売にも取り組んでいます。

さらに、ジビエ事業については、猟師と連携しながら、吉井川水系^{よしいがわ}の最上流部で育つシカを捕獲し、迅速に処理を行うことにより、鮮度の高い「森のジビエ」として販売しています。

同社では、人や自然の本来の価値を引き出しながら、地域の所得と雇用の機会を確保していくことを目指しており、今後は、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、全国各地に事業を展開していくこととしています。



いちご農園事業

資料：株式会社エーゼログループ



養蜂事業

資料：株式会社エーゼログループ

(農山漁村の活性化に向けた起業を支援)

農村地域においては、急激な人口減少に伴う多様な課題がある中で、農村地域を将来にわたって維持していくためには、地域の「しごとづくり」を強化し、雇用や所得を確保する取組を推進していくことが必要です。

農林水産省では、地域資源を活用した多様なビジネスの創出を支援するため、起業促進

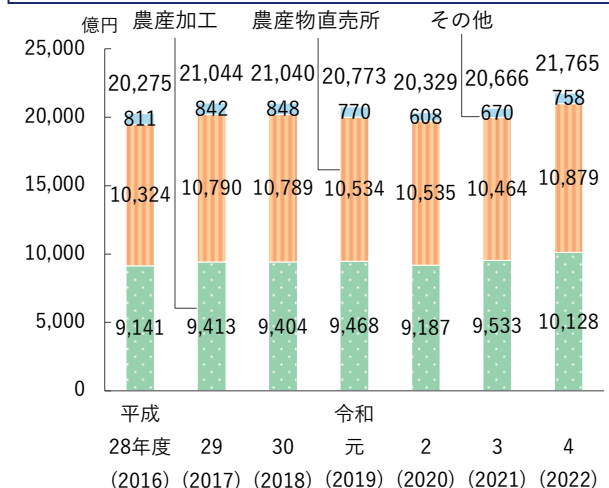
プラットフォーム「^{イナカム}INACOME」の運営を通じて、地域資源を活用したビジネスコンテストの開催、起業支援セミナーの開催、地域課題の解決を望む地方公共団体と企業とのマッチングイベント等の取組を実施しています。

(6次産業化による農業生産関連事業の年間総販売金額は2兆1,765億円)

地域の農林漁業者が、農林水産物等の生産に加え、加工・販売等を行う6次産業化の取組も引き続き推進しています。6次産業化に取り組む農業者等による加工・直売等の販売金額は、近年横ばい傾向で推移しています。令和4(2022)年度の農業生産関連事業の年間総販売(売上)金額は、農産加工等の増加により前年度に比べ1,099億円増加し2兆1,765億円となりました(図表4-2-3)。

また、六次産業化・地産地消費¹に基づく総合化事業計画²の認定件数は、令和6(2024)年3月末時点の累計で2,642件となりました。

図表4-2-3 農業生産関連事業の年間総販売(売上)金額



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

注：「その他」は、観光農園、農家民宿、農家レストランの合計

(農村への産業の立地・導入を促進)

農林水産省では、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に向けて、農村地域への産業の立地・導入を促進するため、農村産業法³に基づき、都道府県による導入基本計画、市町村による導入実施計画の策定を推進するとともに、税制等の支援措置の積極的な活用を促しています。

令和5(2023)年3月末時点の市町村による導入実施計画に位置付けられた計画面積は約1万8千haであり、同計画において、産業を導入すべき地区として定められた産業導入地区における企業立地面積は全国で約1万3,800ha、操業企業数は6,886社、雇用されている就業者は約46万人となっています。

(地域の稼ぐ力の向上を促進)

近年、特定の地域に拠点を置き、地域の特産品や観光資源を活用した商品・サービスの域外への販売を主たる事業とする「地域商社」と呼ばれる事業体が全国各地で見られており、地域経済の活性化や地域の稼ぐ力の向上に重要な役割を果たしています。

内閣官房及び内閣府では、地域製品の販売等に携わる地域商社やこれから地域商社としての取組を始める者と金融機関等の支援者との連携を促進するため、ポータルサイトを開設し、経営課題の解決に向けた優良事例の横展開や情報共有を支援しています。

また、農林水産省では、平成30(2018)年に「GFP⁴コミュニティサイト」を立ち上げ、

¹ 正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

² 六次産業化・地産地消費に基づき、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物や副産物(バイオマス等)の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画

³ 正式名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」

⁴ 第1章第7節を参照

農林漁業者・食品事業者と地域商社の販路拡大支援や商材の紹介等を行っています。

(コラム) 農村地域の産品を売り込む地域商社の取組が拡大

地域には、十分に活用されていない、あるいは、その価値を評価し得る市場に適切にアクセスできずに価値を発揮できていない地域資源(農林水産品、伝統工芸品、観光資源等)が数多く眠っています。このような地域資源の商材化やその販路開拓を行うことで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく地域商社事業の取組が拡大しています。

例えば高知県四万十町の株式会社四万十ドラマは、地域資源を活用した栗・芋・茶等の商品開発のほか、地元生産者・事業者と連携した6次産業化にも取り組む地域商社であり、「ローカル・ローテック・ローインパクト」をコンセプトに、四万十川に負担をかけないものづくりを実践しています。四万十川が有する「豊かな自然」等の良好なイメージをブランドの構築に活用するとともに、消費者の共感を呼ぶストーリーを発信することで、高付加価値の商品開発を行い、「しまんと地栗^{じぐり}」等の力強い地域ブランドを育てています。

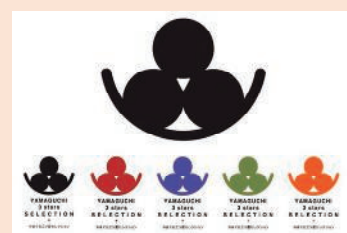
また、山口県下関市の地域商社やまぐち株式会社は、地方銀行が地元企業をサポートするために設立した地域商社であり、金融機関ならではのノウハウを活かした事業を展開しています。同県の産品が持つ小ロット・多品種という特性に対応し、複数の産品を束ね、統一コンセプトでのブランディングにより商品に磨きをかけ、高付加価値化を図るとともに、市場ニーズを的確につかみ、マーケティングを強化することで、首都圏市場と県内生産者を戦略的につなぐ取組を推進しています。

地域商社は、地方創生における「地域の稼ぐ力」向上の担い手として期待されており、政府においても、地域商社事業を地域に育て、根付かせるため、様々な角度から支援活動を行っています。



栗製品の製造工場
「SHIMANTO ZIGURI FACTORY」

資料：株式会社四万十ドラマ



山口県の「山」を家紋風にした
ブランドマーク

資料：地域商社やまぐち株式会社

(2) 農泊の推進

(農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図る農泊を推進)

近年、農山漁村において農家民宿や古民家を活用した宿泊施設等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力に触れる農山漁村滞在型旅行である「農泊」への関心が高まっています。

農林水産省では、農山漁村において「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、農泊に取り組もうとする地域に対し、体制整備、食事・体験に関する観光コンテンツの開発、古民家を活用した宿泊施設の整備等を支援しており、令和6(2024)年3月末までに全国で656の農泊地域¹を創出しています。

農泊を推進する狙いは、古民家・ジビエ・棚田といった農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入口とすることにあります。

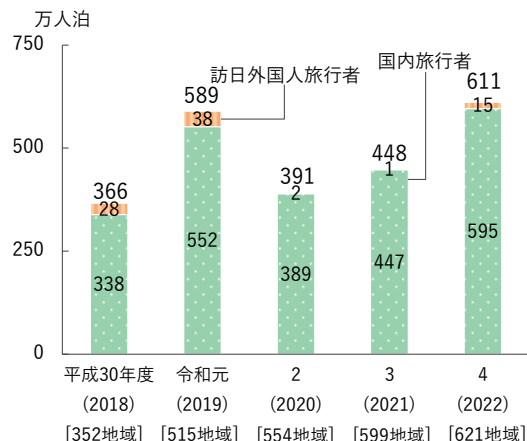
¹ 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域

(農泊地域の延べ宿泊者数はコロナ禍以前を上回る水準)

令和4(2022)年度における農泊地域の延べ宿泊者数は、前年度に比べ163万人泊増加し611万人泊となり、コロナ禍以前を上回る水準となりました(図表4-2-4)。また、訪日外国人旅行者の延べ宿泊者数は前年度に比べ14万人泊増加し15万人泊となりましたが、依然としてコロナ禍以前の水準を下回っています。

政府の観光立国推進基本計画においては、「日本人の地方部延べ宿泊者数を3.0億人泊から3.2億人泊に約5%増」、「訪日外国人旅行者数の2019年水準超え」を目指していることから、農泊地域においても、新規に農泊に取り組む地域や訪日外国人旅行者の需要の増加を考慮して、令和7(2025)年度までに700万人泊とすることを目標としています。

図表4-2-4 農泊地域の延べ宿泊者数



資料：農林水産省作成

注：[]内は、各年度までに採択した農泊地域数

(事例) 「舟屋」の活用や「泊食分離」のビジネスモデル確立で農泊を推進(京都府)

京都府伊根町の伊根浦地区農泊推進地区協議会では、船の収納庫の上に居住スペースを備えた「舟屋」と呼ばれる建築物の活用や「泊食分離」のビジネスモデルの確立を進め、農泊の取組拡大を図っています。

同町では、空き家となっている舟屋を改修し、宿泊施設として開設する事業をリーディングモデルとして実施しており、地元の観光協会が運営を行っています。さらに、地域住民による新たな宿泊施設の開設には、食事提供が課題の一つとなっているため、同町が飲食施設を整備すること等により、泊食分離を推進しています。

また、観光協会は、国内外の宿泊予約に対応できるよう宿泊予約サイトの構築を行い、舟屋での宿泊と漁港ならではの旅行商品を販売する窓口として機能するとともに、インバウンド対応や宿泊予約の取次ぎを行っています。

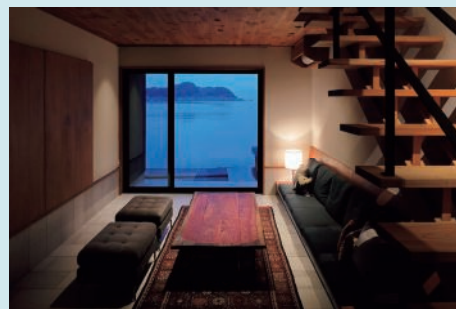
このような取組により、令和4(2022)年の延べ宿泊者数は1万2,923人となり、平成29(2017)年の約2.1倍となっています。また、令和4(2022)年の宿泊消費額は約1億9千万円となっており、平成29(2017)年の約2.3倍となっています。

同協議会では、もともとの町の暮らしを保存し、地域ならではの海や山を活用した体験の提供を重視しながら、町の規模や民宿数を踏まえ、受入れ可能な範囲でプロモーションを展開していくとしています。



舟屋の町並み

資料：伊根浦地区農泊推進地区協議会



舟屋を活用した宿泊施設
「伊根舟屋ステイ海風」

資料：伊根浦地区農泊推進地区協議会

(農泊推進実行計画を策定)

コロナ禍以降の地域状況や観光需要の変化を踏まえ、これからの農泊推進の方向性について検討するため、有識者から構成される「農泊推進のあり方検討会」が開催され、令和5(2023)年6月に、農泊推進の取組の方向性を取りまとめた「農泊推進実行計画」が策定されました。

同計画では、地域自身が、地域の持続的な自立に資する事業を起こすことを目指す起業家精神「農山漁村アントレプレナーシップ」を持ち、「新規来訪者の獲得」、「来訪1回当たり平均泊数の延長」、「来訪者のリピーター化」に取り組むとともに、農林水産省が都道府県・事業者等と連携して広域的な課題解決に向けた支援を企画・実施することを通じ、目標の達成と農山漁村地域の持続性確保を目指すこととしています。



農泊推進実行計画

URL : <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/arikata.html>

(3) 農福連携の推進

(農福連携等応援コンソーシアムによる全国展開に向けた普及・啓発を推進)

農林水産省では、厚生労働省等の関係省庁と連携して、国・地方公共団体、関係団体等のほか、経済界や消費者等の様々な関係者が参画する「農福連携等応援コンソーシアム」による取組の輪の拡大や農業現場において障害者が働きやすい環境整備等に取り組んでいます。

同コンソーシアムは、イベントの開催、連携・交流の促進、情報提供等の国民的運動を通じた農福連携の普及・啓発を展開しています。また、農福関連の商品の価値をPRするノウフクマルシェや現場の課題解決を図るノウフク・ラボ等の取組を実施するとともに、令和6(2024)年2月には、農福連携に取り組む団体、企業等の優良事例24団体を「ノウフク・アワード2023」において表彰しました(図表4-2-5)。

図表4-2-5 「ノウフク・アワード2023」におけるグランプリ受賞団体

株式会社ウィズファーム(長野県松川町)

障害者が果実等の生産に従事し、
地域の中心的な担い手に成長



社会福祉法人青葉仁会(奈良県奈良市)

カフェの運営、地域ホテルの再生等の
多角的な事業を展開



資料：農林水産省作成

(初めての試みとしてノウフクウィークの取組を実施)

農福連携の取組が全国に広がり、各地で定着していくためには、農福連携の取組が一般に広く認知され、農福連携で生産された商品が消費者や企業に選ばれるような環境を作ることが重要です。農林水産省では、農福連携等応援コンソーシアムによる「ノウフク・アワード」において、これまでの4年間で延べ88件(40都道府県)の優良事例を表彰し、各地に横展開すること等を通じて、認知度の向上に努めています。また、令和5(2023)年10月に、初めての試みとして、農福連携に関するマルシェやフォーラム等のイベントを集中的に行う「ノウフクウィーク」の取組を、農福連携の事業者等と連携して全国30か所で実施しました。

今後とも消費者や企業を巻き込みながら、国民的運動として農福連携を推進していくことが重要となっています。



ノウフクウィークを
呼び掛けるポスター

(多世代・多属性の利用者が交流・参画するユニバーサル農園の整備・利用を推進)

「ユニバーサル農園」は、農業体験活動を通じて様々な社会的課題を解決するための取組であり、子供から高齢者までの多世代・多属性の者に対して、農業体験活動を通じた交流・参画する場の提供、高齢者や障害者の健康増進や生きがいづくり、精神的な不調を抱える若年層等の精神的健康の確保、生きづらさ・働きづらさを抱える者への職業訓練の場の提供等を目指すものです。このような取組を通じて、障害者等における農業現場での雇用・就労に対する意欲の高まりや農地の利用の維持・拡大効果も期待されています。



ユニバーサル農園での農業体験

資料：特定非営利活動法人たかつき

農林水産省では、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備への支援に加え、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農作業体験を提供するユニバーサル農園の開設について支援を行っています。

第3節 農村に人が住み続けるための条件整備

地域住民の生活や就業の場である農村地域においては、人口減少や高齢化により集落機能が低下し、農地・農業用水路等の保全や買い物・子育て等の集落の維持に不可欠な機能が弱体化する地域が増加していくことが懸念されています。

本節では、農村に人が住み続けるための条件整備として、地域コミュニティ機能の維持・強化や生活インフラの確保に関する取組について紹介します。

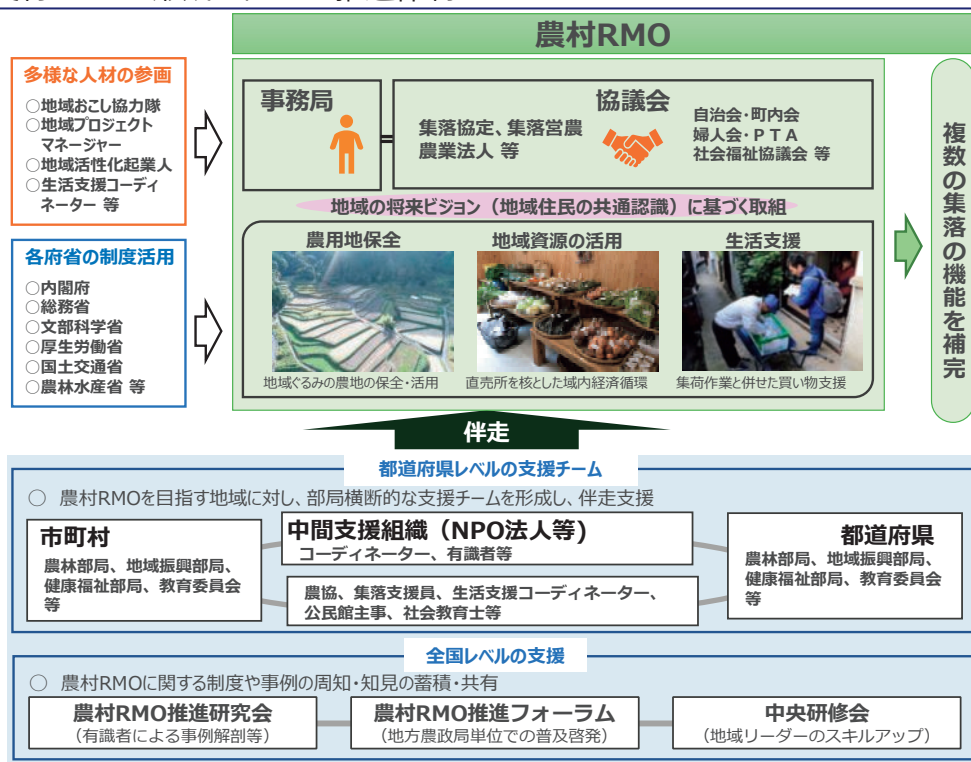
(1) 地域コミュニティ機能の維持・強化

(集落機能を補完する農村RMOの形成が重要)

中山間地域を始めとした農村地域では、商店やガソリンスタンドの撤退等による生活サービスの低下や集落の小規模化により、農業生産活動のみならず、農地・農業用水路等の保全や買い物・子育て等の生活支援等の取組を行うコミュニティ機能の弱体化が懸念されています。

このため、複数の集落の機能を補完して、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織である「農村型地域運営組織」(以下「農村RMO¹」という。)を形成していくことが重要となっています(図表4-3-1)。

図表4-3-1 農村RMOの形成に向けた推進体制



資料：農林水産省作成

¹ 特集第3節を参照

農林水産省では、令和8(2026)年度までに農村RMOを100地区で形成する目標に向けて、農村RMOを目指す団体等が行う農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、これらに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援を行うこととしています。また、地方公共団体や農協、NPO法人等から構成される都道府県単位の支援チームや全国プラットフォームの構築を支援し、農村RMOの形成を後押ししています。

(事例) 農村RMOを主体として地域の活性化に向けた活動を展開(岡山県)

岡山県真庭市の吉地区では、「吉縁起村協議会」を主体として、特産品の開発・販売や無人店舗の設置といった地域の活性化に向けた活動を展開しています。

中山間地に位置し過疎・高齢化の進む同地区では、小学校やバス路線の廃止を契機に、住民主体で自治会の枠を超えた話し合いを開始し、平成30(2018)年12月に地域おこしグループである「吉縁起村」を設立しました。

同グループでは、「相愛」、「寿老」といった縁起の良い地名等を活用することで地区の知名度を高めることを目標に、令和元(2019)年度から、県道沿いに設置したテントで農産物等の販売を開始しました。令和3(2021)年度には、県の支援を受けて、観光案内所や特産品製造・販売所の機能を併せ持つ、地域の拠点施設「吉縁起村 立寄処」の整備を行いました。また、活動資金を確保し自立運営が可能な取組とするために、特産品の開発・販売を行うとともに、集落協定の広域化を契機として中山間地域等直接支払制度に関する事務を担っています。

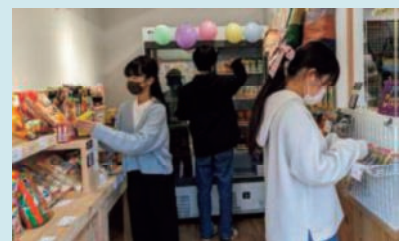
令和4(2022)年12月には、農村RMOとして「吉縁起村協議会」を設立し、耕作放棄地の再生や拠点施設での小中学生向け学習指導、コンビニエンスストアを求める住民の声を受けたキャッシュレス型無人店舗の設置といった地域を活性化させる活動を展開しています。

同地区では、今後とも地域が一体となり、拠点施設を交流やつながりの場として維持・発展させながら、住民の生きがいと幸福感の創造に向けた取組を推進していくこととしています。



住民によるワークショップ

資料：吉縁起村協議会



無人店舗「スマート・縁起村」

資料：吉縁起村協議会



農村型地域運営組織(農村RMO)の推進

URL : <https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/>

(農村地域における交通・教育・医療・福祉等の充実を推進)

地方では、地域経済の活性化や東京圏への過度の一極集中の是正、人口減少・少子高齢化への対応、教育の質の維持・向上、適切な医療水準の確保といった解決すべき社会課題はより複合的なものとなっています。

このため、多岐にわたる地方の社会課題の解決に向け、デジタルの力等を活用した、地

方の自主的・主体的な取組の支援のほか、人口減少が進む農村においては、担い手の育成や農地の集積・集約化等の農業政策に加え、交通・教育・医療・福祉といった地域に定住するための条件を維持・確保する取組を促進することが重要となっています。

このような中、国や地方公共団体等においては、生活の利便性向上や地域交流に必要な道路等の整備を推進するとともに、活力ある学校づくりに向けたきめ細やかな取組を推進しています。また、へき地における医療の確保を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。



地方公共団体が運営委託する
予約型乗合タクシー

資料：北海道更別村



JA グループによる高齢者福祉活動

資料：愛知県厚生農業協同組合連合会

(2) 生活インフラ等の確保

(農業・農村における情報通信環境の整備を推進)

農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装、地域の活性化を図るため、ICT等の活用に向けた情報通信環境を整備することが重要な課題となっています。

農林水産省では、総務省と連携しつつ、農業・農村における情報通信環境の整備に取り組んでおり、行政、土地改良区、農協、民間企業等による官民連携の取組を通じて、普及・啓発や不足する知見・人材のサポート等を行っています。また、令和5(2023)年度は、全国21地区において、光ファイバ、無線基地局等の情報通信環境整備に係る調査、計画策定、施設整備を実施しました。

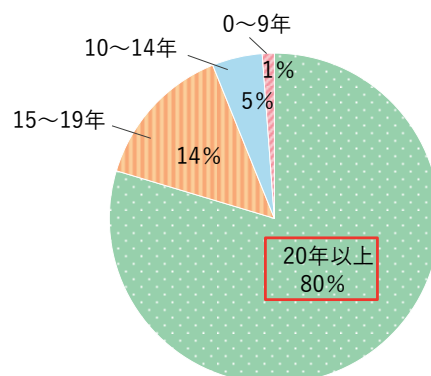
(標準耐用年数を超過した農業集落排水施設は全体の約8割)

農業集落排水施設は、農業用水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水の污水等処理するものであり、農村の重要な生活インフラとして稼働しています。

一方、供用開始後20年(機械類の標準耐用年数)を経過する農業集落排水施設の割合が令和6(2024)年3月末時点で80%となるなど、老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化するとともに、施設管理者である市町村の維持管理に係る負担が増加しています(図表4-3-2)。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、農業集落排水施設が未整備の地域に関しては

図表4-3-2 農業集落排水施設の供用開始後の経過年数



資料：農林水産省作成

注：令和6(2024)年3月末時点の推計値

引き続き整備を進めるとともに、既存施設に関しては、広域化・共同化による維持管理の効率化、長寿命化・老朽化対策を進めるため、地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備等を支援しています。

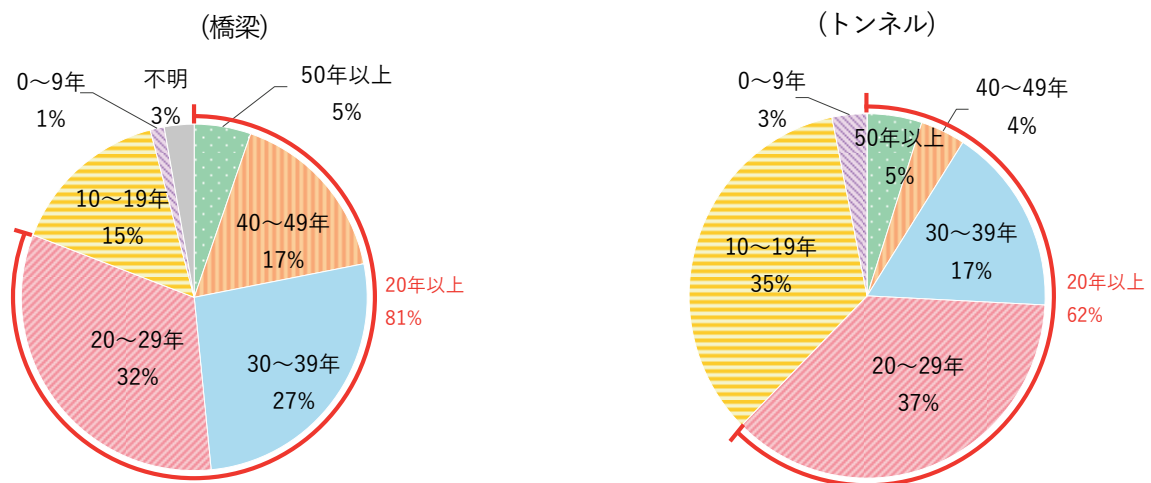
また、国内資源である農業集落排水汚泥のうち、肥料等として再生利用されているものは、令和5(2023)年3月末時点で約7割となっています。みどり戦略の推進に向け、農業集落排水汚泥資源の再生利用を更に推進することとしています。

(農道の適切な保全対策を推進)

農道は、圃場^{ほしやう}への通作や営農資機材の搬入、産地から市場までの農産物の輸送等に利用され、農業の生産性向上等に資するほか、地域住民の日常的な移動に利用されるなど、農村の生活環境の改善を図る重要なインフラです。令和5(2023)年8月時点で、農道の総延長距離は17万793kmとなっています。一方、農道を構成している構造物^{きようりよう}については、同年4月時点で供用開始後20年を経過するものの割合が、橋梁で81%、トンネルで62%となっています(図表4-3-3)。経年的な劣化の進行も見られる中、構造物の保全対策を計画的・効率的に実施し、その機能を適切に維持していくためには、日常管理や定期点検、効率的な保全対策に取り組むことが重要です。

このため、農林水産省では、市町村や土地改良区等を対象に、非技術系の職員であっても容易に理解でき、直接点検^{きやうけん}等の実施にも役立つ手引案を作成し、保全対策の推進に取り組むとともに、農道の再編・強靱化^{きやうじん}や拡幅による高度化といった農業の生産性向上や農村生活を支えるインフラを確保するための取組を支援しています。

図表4-3-3 農道を構成している構造物の供用開始後の経過年数



資料：農林水産省作成

注：令和5(2023)年4月1日時点の数値